

京都府プロフェッショナル人材戦略拠点（プロ拠点）

令和8年度副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金のお知らせ

**副業・兼業人材が貴社の経営課題を解決！
副業・兼業人材の活用に係る経費を最大50万円補助します**

《補助金概要》

補助対象者

プロ拠点を通じ**初めて**「副業・兼業プロ人材」を活用をする
・京都府内中小企業・スタートアップ企業・ベンチャー企業
・「大企業人材交流型」事業を活用する府内中小企業等

補助対象経費

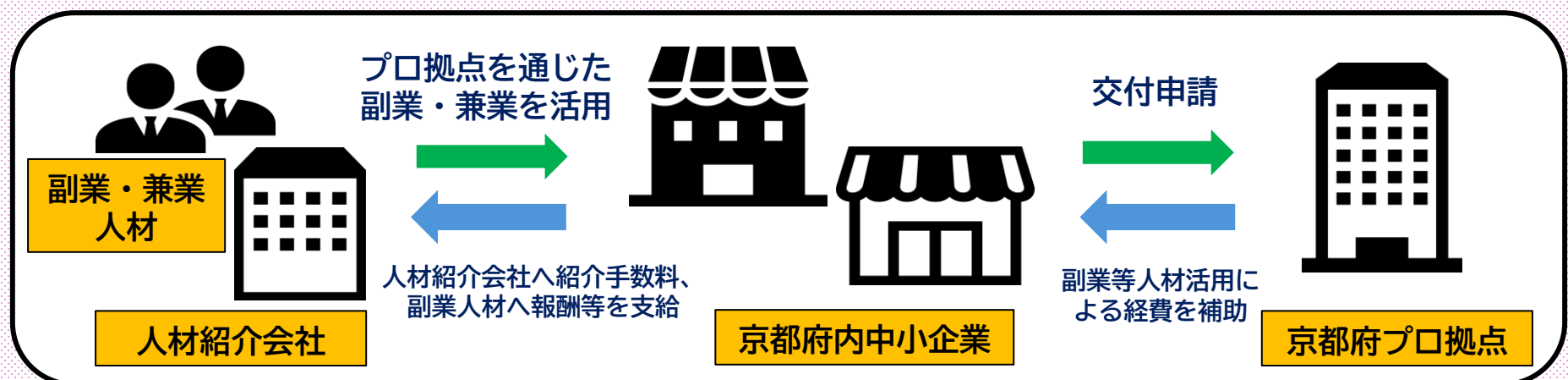
- ・副業等人材活用により発生する以下の費用
- ①人材紹介会社へ支払う**紹介手数料**
- ②副業等人材に支払う**報酬**
- ③公共交通機関を利用した**交通費、宿泊費**

交付額

- ・上記に掲げる経費のうち**最大8/10を補助**
- ・1件あたりの上限額は**30～50万円**

補助対象期間

- ・交付決定日から**令和9年1月31日（日）**
- ※予算額に達した時点で募集を終了します。



《お問い合わせ先》

公益財団法人京都産業21
京都中小企業事業継続・創生支援センター
京都府プロフェッショナル人材戦略拠点

〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町134
TEL：075-315-8897
MAIL：keizoku@ki21.jp

《補助金詳細》

- 1 補助対象となるのは、2026年4月1日以降、**初めて**プロ拠点（京都産業21）を通じて副業・兼業プロ人材を人材紹介会社のサービス及び「大企業人材交流型」紹介サービスを使用して活用する企業で、且つ**最初に**活用される人材1名分のみの費用です。
- 2 補助金額の対象は、**人材紹介会社への紹介手数料、副業人材への報酬、交通費及び宿泊費**となります。
交通費は公共交通機関利用且つ片道100km以上もしくは往復10,000円以上に限り、宿泊費は1泊上限20,000円となります。
(領収書等の出金したことが証明できる根拠資料が必要となります。)
※京都府北部地域事業者が負担する交通費に関しては別途ご相談ください。
- 3 補助条件として、
(1)副業・兼業人材と締結する**業務委託契約が3か月以上継続されること、また補助対象となる業務委託契約の期間は6か月を上限**
※当初交付決定後、業務委託契約期間を延長する場合は、変更承認申請書を提出してください。
(2)京都府税に滞納がないことの証明書の提出
- 4 **補助金額は、最大30～50万円まで**です。
京都府北部地域事業者、スタートアップ企業及び案件がデジタル人材を活用される場合は、最大50万円までとなり、それ以外の企業・案件の場合は最大30万円までとなります。

《手続きの流れ》

